

1 処分年月日	令和6年3月11日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号又は名称	有限会社カントリー開発
(2) 代表者	代表取締役 重田 春男
(3) 主たる事務所の所在地	茨城県鉾田市汲上2650番地1
(4) 免許番号	茨城県知事(6)5812号
(5) 免許年月日	令和6年2月9日
3 処分の内容	宅地建物取引業法(以下「法」という。)第65条第2項の規定による業務の全部停止30日間(令和6年3月29日から同年4月27日まで)
4 処分理由	被処分者は、3件の売買契約の媒介に関して受けることのできる報酬の額を超える額となる報酬を受けた。 このことは、法第46条第2項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。